

資 料

(令和 6 年度 第 1 回上越市地域公共交通活性化協議会)

令和5年度実施事業等について

資料 1

1 協議会の開催状況

日 付	会議名	内 容
令和5年 5月26日	令和5年度第1回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・令和4年度決算及び監査報告について ・令和6年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について ○報告事項 ・令和5年度上半期（令和4年10月～令和5年3月）の路線バス等の利用状況について ・令和4年度上越市福祉タクシー導入促進事業について
令和5年 7月13日	令和5年度第2回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・第2次上越市総合公共交通計画に基づく令和4年度バス路線（市営バス）の評価について ・自家用有償旅客運送の更新登録について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・路線バスの経路変更について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
令和5年 8月23日	令和5年度第3回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・令和5年10月に行うバス路線の再編について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
令和5年 9月22日 から 9月27日	令和5年度第4回 上越市地域公共交通 活性化協議会 （書面協議）	○協議事項 ・関山ルート of 路線廃止と中郷区乗合タクシーの今後の運行について
令和5年 10月24日	令和5年度第5回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・令和5年11月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について ○報告事項 ・令和5年度公共交通利用促進事業の進捗について
令和5年 11月20日	令和5年度第6回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について

令和 5 年 12 月 25 日	令和 5 年度第 7 回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・ 予約型コミュニティバスの運行計画について ・ 令和 6 年 4 月に行うバス路線の再編について ・ 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ○報告事項 ・ 令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の路線バス等の利用状況について ・ 協議会予算の流用について
令和 6 年 2 月 20 日	令和 5 年度第 8 回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・ 予約型コミュニティバスの運行計画について ・ バス路線の減便について ・ 互助による輸送における運行内容の変更について ・ 自家用有償旅客運送の変更登録について ○報告事項 ・ 令和 5 年度公共交通利用促進事業の実績報告について
令和 6 年 3 月 25 日	令和 5 年度第 9 回 上越市地域公共交通 活性化協議会	○協議事項 ・ 第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 5 年度バス路線の評価について ・ 上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改定について ・ 令和 6 年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ○報告事項 ・ 第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）について ・ 令和 5 年度上越市地域内フィーダー系統補助の実績等について ・ 路線バス等のダイヤ改正について

2 利用促進策の実施状況

- 令和5年度の利用促進事業は以下のとおり。

No.	事業内容	実施団体	実施時期
1	上越市内公共交通「マイ時刻表」の作成・配布（44人、116ルート作成）	・当協議会	R5.4.1～配布
2	高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成・配布（9,650部作成）	・当協議会	R5.8.16～配布
3	夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン（5,319人利用） 小学生以下：1乗車50円 中・高校生：1乗車100円	・頸城自動車及びグループ会社 ・上越市（共催） ・乗合タクシー事業者（共催）	R5.7.22～8.27実施
4	バスの日フェスタ 2023	・頸城自動車及びグループ会社（当協議会後援）	R5.9.16
5	上越市内公共交通総合時刻表の作成・配布（8,500部作成）	・当協議会	R6.3.21～配布

- 各区で取り組んだ令和5年度の利用促進事業は以下のとおり。

No.	事業内容	実施地区	実施時期
1	施設と連携した割引サービス		
	ろばた館まで市営バスを利用して5回入浴すると次回の入浴料が無料	名立区	R5.4～R6.3実施
2	敬老の日におじいちゃんおばあちゃんとバスに乗ろう		
	大島保育園の園児が描いたおじいちゃんおばあちゃんの似顔絵をバス車内やコミュニティプラザ内に掲示	大島区	R5.9実施
3	公共交通の利用PR		
	夏休み・小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンを総合事務所だよりに掲載	13区	R5.7～R5.8実施
	利用促進情報を総合事務所だより等に掲載	浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区	R5.6～R6.3実施
	利用促進チラシの作成・配布	安塚区、浦川原区、牧区、吉川区、板倉区、清里区、名立区	R5.4～R5.3実施
	利用促進情報を防災行政無線でPR	名立区	R4.7～随時実施
	予約型コミュニティバスの利用者へ予約方法を記載したカード（名刺サイズ）を配布	牧区	R5.4～随時実施
4	公共交通の利便性向上		
	商店街等にデマンド予約の代行及び待合場所提供の協力依頼	安塚区、板倉区	R5.4～R6.3実施
	マリンホテルハマナスへの乗入れ及び利用促進の周知	柿崎区、大潟区	R5.8実施
5	実証運行の実施		
	予約型コミュニティバスの実証運行の実施についてチラシの配布及びポスターの掲示	浦川原区、大島区	R6.2～随時実施

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 6 年 5 月 21 日

（名称）上越市地域公共交通活性化協議会
 （代表者名） 会 長 石井 正則

生活交通確保維持改善計画の名称
上越市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 7 年度～令和 9 年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、JR 東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（交通空白地有償運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。 平成 21 年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んでおり、令和 2 年 3 月には「第 2 次上越市総合公共交通計画」を策定した。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向であり、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した路線がある。利用者数の減少等による収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。このような中、令和 6 年 3 月には「第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」を策定し、現状を踏まえた基本方針及び目標を設定した。今後は同計画に基づく路線バス等の再編や利用促進に取り組みながら、定期的な評価を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めていく。 地域内フィーダー系統として計画に登載する、①安塚線（うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前）は、安塚区（旧東頸城郡安塚町）の中心部とほくほく線虫川大杉駅、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の浦川原バスターミナルを結ぶ路線であり、高校生の通学、同区からの通勤に利用される生活路線であるが、区域内の人口減少に伴い、平成 23 補助年度から県単補助基準を満たせない路線となり、さらに、令和 6 年 3 月末で県立高田高等学校安塚分校が閉校となり、高校生による日常的な利用が無くなったことから、収支状況が悪化している。 ②島田線（1）（高田駅前～岡原～曾根田）、⑦島田線（2）（高田駅前～岡原・東木島～曾根田）は、板倉区（旧中頸城郡板倉町）の中心部と妙高はねうまラインの高田駅を結ぶ路線である。高校生の通学、総合病院等への通院のほか、同区からの通勤に利用される生活路線であるため、土日を含めて一定の運行回数を維持する必要があるが、平成 21 補助年度からは県単補助基準を満たせなくなり、路線維持に要する負担が増大している。 ③佐内・直江津循環線（直江津駅前～労災病院前～佐内入口）は、直江津市街地を周遊し、佐内地区を結ぶ路線である。市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を循環することで、高齢者を中心とした移動手段を確保するとともに、佐内地区の住民の通院や買い物などを目的とした日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。 ④岡沢ルート（新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢・稲荷山）は、中郷区（旧中頸城郡中郷村）と新井バスターミナルを結ぶ路線である。総合病院等への通院や買い物、中学生の通学などを主な目的としており、自家用車を持たない住民の日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

⑤真砂線（高田駅前～真砂寺前～三和体育館）は、三和区（旧中頸城郡三和村）とえちごトキめき鉄道の高田駅を結んでいる。沿線住民の主な生活圏域は高田方面であり、高校生の通学を中心に、通院や買い物など自家用車を持たない人の日常生活を支える路線として維持していく必要がある。

⑥牧区予約型コミュニティバス（牧区全域）は、牧区（旧東頸城郡牧村）の全域を運行する路線である。牧区の中心部や高田など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

⑧浦川原区予約型コミュニティバス（浦川原区全域）は、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の全域を運行する路線である。浦川原区の中心部や直江津など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

⑨大島区予約型コミュニティバス（大島区全域）は、大島区（旧東頸城郡大島村）の全域を運行する路線である。大島区の中心部や直江津など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

以上のことから、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、①～⑨の路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

○第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の38ページに記載の基本方針及び目標に沿って作成

1. R4年度利用者数の110.4%以上とする。

※目標利用者数の算出に用いるR4年度利用者数について

①安塚線においては、R6.3末で県立高田高等学校安塚分校が閉校となったため、同校への通学利用が無くなったことから、R4年度利用者数の全体から、高校生の通学利用による定期券購入の利用者数を差し引いて算出する。

④岡沢ルートは、R5.9末で廃止となった関山ルートの一部の地域について、範囲を拡大して運行しているため、比較に用いる利用者数は、両ルートの実績の合算とR7年度の岡沢ルートの運行計画回数÷R4年度の両ルートの運行計画回数の合算の積で算出する。

⑥牧区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に牧区市営バスとして運行していた3路線（宇津俣線、高谷・平山線、坪山線）の利用人数の合計値とする。

⑧浦川原区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に運行していた月影・下保倉・末広ルートの利用人数とする。

⑨大島区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に大島区市営バスとして運行していた2路線（旭線、菖蒲線）の利用人数の合計値とする。（当時は中学生による通学利用があり、現在はスクールバスへ移行していることから、中学生の利用相当分を除いている。）

【目標利用者数】

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ①安塚線 | 線：2,249人（※R4年度利用者数2,037人×110.4%） |
| ②⑦島田線 | 線：9,000人（R4年度利用者数8,152人×110.4%） |
| ③佐内・直江津循環線 | 線：4,171人（R4年度利用者数3,778人×110.4%） |
| ④岡沢ルート | 線：1,520人（※R4年度利用者数1,377人×110.4%） |
| ⑤真砂線 | 線：5,762人（R4年度利用者数5,219人×110.4%） |

- ⑥牧区予約型コミュニティバス：10,304人（※R4利用者数9,333人×110.4%）
- ⑧浦川原区予約型コミュニティバス：4,982人（※R4利用者数4,513人×110.4%）
- ⑨大島区予約型コミュニティバス：7,495人（※R4利用者数6,789人×110.4%）

※R4年度利用者数として用いる数値の算出

- ①安塚線：2,037人
（R4年度利用者数12,169人－R4年度高校生の通学定期券による利用者数10,132人）
- ④岡沢ルート：1,377人
（R4岡沢ルート利用者数1,153人＋R4関山ルート利用者数1,094人）
×R7岡沢ルート計画運行回数1,944回／（R4岡沢ルート計画運行回数1,708回
＋R4関山ルート計画運行回数1,464回）

2. R4年度収支率の101.9%とする。

【目標収支率】

- ①安塚線：22.0%（R4年度収支率21.6%×101.9%）
- ②⑦島田線：18.0%（R4年度収支率17.7%×101.9%）
- ③佐内・直江津循環線：9.4%（R4年度収支率9.2%×101.9%）
- ④岡沢ルート：6.3%（R4年度収支率6.2%×101.9%）
- ⑤真砂線：18.7%（R4年度収支率18.4%×101.9%）
- ⑥牧区予約型コミュニティバス：2.6%（R5年度収支率2.5%×101.9%）
- ⑧浦川原区予約型コミュニティバス：2.6%（牧区予約型コミュニティバスのR5年度収支率の実績に準じる）
- ⑨大島区予約型コミュニティバス：2.6%（牧区予約型コミュニティバスのR5年度収支率の実績に準じる）

（2）事業の効果

①安塚線

安塚線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をほくほく線「虫川大杉駅」、「うらがわら駅」及び当該区域内で運行する乗合タクシーと接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

②⑦島田線

島田線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、当該区域内の路線バスや幹線系統「上越大通り線」及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

③佐内・直江津循環線

佐内・直江津循環線を維持することにより、佐内地区の高齢者を中心に通院や通勤、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をえちごトキめき鉄道「直江津駅」及び幹線系統「上越大通り線」等と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

④岡沢ルート

岡沢ルートを維持することにより、中郷区を始めとする沿線の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、デマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、高齢化が進む地域において、日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、中学生の通学時の移動手段にも対応することができる。

さらに、本線を幹線系統「上越大通り線」、えちごトキめき鉄道「新井駅」及び「二本木駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑤真砂線

真砂線を維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線を幹線系統「上越大通り線」及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑥牧区予約型コミュニティバス

牧区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に市営バスを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線を地域間幹線バス系統「宮口線」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑧浦川原区予約型コミュニティバス

浦川原区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線をほくほく線「うらがわら駅」及び「虫川大杉駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑨大島区予約型コミュニティバス

大島区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線をほくほく線「ほくほく大島駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。（上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市）
- ・小中高校生夏休み特別運賃、70 歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1 日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。（事業者、各施設、上越市）
- ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通総合時刻表を作成し、市民へ配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用が多い高齢者を対象とした企画切符の情報を掲載した啓発資料を作成し、配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）

- ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント（バスの日フェスタ）を毎年9月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。（バス事業者）
- （第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画） P97～100 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
その他、以下のとおり。

1) 時刻表

- ・別紙「時刻表」のとおりに

2) 運行予定期間

①安塚線	平成22年4月1日から（終期末定）
②⑦島田線	平成23年3月1日から（終期末定）
③佐内・直江津循環線	平成24年4月1日から（終期末定）
④岡沢ルート	平成25年4月1日から（終期末定）
⑤真砂線	平成27年4月1日から（終期末定）
⑥牧区予約型コミュニティバス	令和5年4月1日から（終期末定）
⑧浦川原区予約型コミュニティバス	令和6年10月1日から（終期末定）
⑨大島区予約型コミュニティバス	令和6年10月1日から（終期末定）

※実証・試験運行終了後の本格運行開始時期を記載

3) 運行事業者決定の経緯

以下の理由により運行事業者を次のとおり選定する。

①安塚線	東頸バス(株)
②⑦島田線	くびき野バス(株)
③佐内・直江津循環線	頸城自動車(株)
④岡沢ルート	アイエムタクシー(株)
⑤真砂線	くびき野バス(株)
⑥牧区予約型コミュニティバス	上越市
⑧浦川原区予約型コミュニティバス	東頸バス(株)
⑨大島区予約型コミュニティバス	上越市

[理由]

- ・実証運行以前から、当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。
- ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。
- ・①～③、⑤、⑦、⑧の各路線を運行する区域のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。
- ・④、⑧については、試験運行開始時に当協議会においてプロポーザル方式の業者選定を行い、利用者の利便性向上等の観点から、当該事業者を選定したため。

4) 地域内フィーダー系統の補足資料

別紙「路線図」のとおりに

①安塚線

鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続

②⑦島田線 鉄軌道路線と「高田駅」で接続 ③佐内・直江津循環線 地域間幹線系統（上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜）と「直江津駅前」他で接続 ④岡沢ルート 地域間幹線系統（中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル）と「新井バスターミナル」で接続 ⑤真砂線 鉄軌道路線と「高田駅」で接続 ⑥牧区予約型コミュニティバス 地域間幹線バス系統（高田駅前～中央病院・上越モール前～牧小学校前・牧地区公民館前）と「柳島（農協前）」他で接続 ⑧浦川原区予約型コミュニティバス 鉄軌道路線と「うらがわら駅」及び「虫川大杉駅」で接続し、また、地域間幹線バス系統（マルケーバスセンター～直江津駅前～浦川原バスターミナル及び高田駅前～三和区総合事務所前～浦川原バスターミナル）と「浦川原バスターミナル」他で接続 ⑨大島区予約型コミュニティバス 鉄軌道路線と「ほくほく大島駅」で接続 ※①、②、④～⑨の路線の地域は、過疎地域に指定されている。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 上越市から運行事業者への補助金については、運行経費から運送収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 東頸バス(株) くびき野バス(株) 頸城自動車(株) アイエムタクシー(株) 上越市
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容（令和２年度～）

会議開催日	主な協議内容
〈令和２年度第１回（書面協議）〉 令和２年４月２０日（月）～ 令和２年４月２４日（金）	・「とよば」停留所の移設について ・自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券の適用方法の変更について
〈令和２年度第２回〉 令和２年６月１８日（木）	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・令和元年度決算及び監査報告について ・路線バス（直江津・浦川原線）の実証実験等について ・令和３年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和２年度第３回〉 令和２年７月３１日（金）	・令和２年１０月に行うバス路線の再編について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
〈令和２年度第４回（書面協議）〉 令和２年９月２４日（木）～ 令和２年９月３０日（水）	・令和２年１１月に行うバス路線の再編について ・「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について
〈令和２年度第５回〉 令和２年１２月２４日（木）	・令和３年４月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・公共交通総合時刻表の作成について
〈令和２年度第６回（書面協議）〉 令和３年２月１５日（月）～ 令和３年２月１９日（金）	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・安塚区におけるデマンド交通試験運行に係る運行計画（案）について ・安塚区スクールバスにおける高校生の混乗について ・路線バス・市営バス間における乗継割引の実施について ・自家用有償旅客運送における対価の額の見直しについて
〈令和２年度第７回〉 令和３年３月２５日（木）	・令和３年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・上越市総合公共交通計画に基づくバス路線の評価について
〈令和３年度第１回〉 令和３年５月２７日（木）	・令和２年度決算及び監査報告について ・令和４年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和３年度第２回〉 令和３年７月２７日（火）	・安塚区におけるデマンド交通の本運行への移行について ・自家用有償旅客運送自動車等の停留所への駐停車について ・公共交通総合時刻表の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について
〈令和３年度第３回（書面協議）〉 令和３年１０月２０日（水）～ 令和３年１０月２６日（木）	・大雪等の災害時の臨時バスの運行について
〈令和３年度第４回〉 令和３年１２月２２日（水）	・令和４年４月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・交通空白地有償運送の更新について

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和3年度第5回（書面協議）〉 令和4年2月18日（金）～ 令和4年2月24日（木）	・自家用有償旅客運送における乗務前の確認・指示について ・安塚区における休止路線の廃止について
〈令和3年度第6回〉 令和4年3月29日（火）	・令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・第2次総合公共交通計画に基づく令和3年度バス路線の評価について
〈令和4年度第1回〉 令和4年5月20日（金）	・令和3年度決算及び監査報告について ・路線バス（島田線）の試験運行について ・令和5年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・交通空白地有償運送の更新登録について
〈令和4年度第2回〉 令和4年7月26日（火）	・予約型コミュニティバスの実証運行について ・路線バス（上越大通り線）の犀潟駅への乗り入れについて ・令和4年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について ・第2次総合公共交通計画に基づく令和3年度バス路線（市営バス）の評価について ・「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について
〈令和4年度第3回（書面協議）〉 令和4年10月17日（月）～ 令和4年10月21日（金）	・正善寺線に係る停留所の移設について
〈令和4年度第4回〉 令和4年12月23日（金）	・令和5年4月に行うバス路線の再編について ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・予約型コミュニティバスの利用状況について
〈令和4年度第5回〉 令和5年3月28日（火）	・令和5年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・第2次総合公共交通計画後期再編計画の策定について ・予約型コミュニティバスの本運行への移行について ・第2次総合公共交通計画に基づく令和4年度バス路線の評価について
〈令和5年度第1回〉 令和5年5月26日（金）	・令和4年度決算及び監査報告について ・令和6年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和 5 年度第 2 回〉 令和 5 年 7 月 13 日 (木)	・第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 4 年度バス路線 (市営バス) の評価について ・自家用有償旅客運送の更新登録について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・バス路線の経路変更について ・第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 3 回〉 令和 5 年 8 月 23 日 (水)	・令和 5 年 10 月に行うバス路線の再編について ・第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 4 回 (書面協議) 〉 令和 5 年 9 月 22 日 (金) ~ 令和 5 年 9 月 27 日 (水)	・関山ルートの路線廃止と中郷区乗合タクシーの今後の運行について
〈令和 5 年度第 5 回〉 令和 5 年 10 月 24 日 (火)	・令和 5 年 11 月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・タクシーの営業区域外旅客運送について ・第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 6 回〉 令和 5 年 11 月 20 日 (月)	・第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の策定について
〈令和 5 年度第 7 回〉 令和 5 年 12 月 25 日 (月)	・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について ・令和 6 年 4 月に行うバス路線の再編について ・令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈令和 5 年度第 8 回〉 令和 6 年 2 月 20 日 (火)	・予約型コミュニティバスの運行計画について ・バス路線の減便について ・互助による輸送における運行内容の変更について ・自家用有償旅客運送の変更登録について
〈令和 5 年度第 9 回〉 令和 6 年 3 月 25 日 (月)	・第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 5 年度バス路線の評価について ・上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改正について ・令和 6 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について

21. 利用者等の意見の反映状況

①～⑨各路線共通

- ・本格運行に先駆けて実施した実証・試験運行計画の作成に際し、地域の町内会長や団体、学校関係者、利用者、バス及びタクシー事業者からなる懇話会で、運行計画の説明や意見聴取を行った。
- ・下記 22 に記載の構成員からなる上越市地域公共交通活性化協議会において、各路線の運行・再編等について協議を行い、意見を反映して本計画を作成している。

①～⑤各路線共通

- ・実証・試験運行に合わせて実施した評価・検証業務において、利用者アンケート及び地域住民アンケートを実施したほか、バスに乗り込み利用者に対するヒアリングを行った。
- ・第 2 次上越市総合公共交通計画の策定 (令和 2 年 3 月) に際し、懇話会において、バス路

線再編の基本的な考え方や再編案について審議し、地域の意見を取りまとめた。また、意見交換や乗降調査・戸別訪問等により、住民・利用者等の意見を聞き取り、需要や再編による影響について取りまとめた。

②⑦島田線

- ・令和3年4月の改正について、乗降調査などを行い、利用が少ない土休日の便を減便し、他の路線との接続に配慮した運行時刻に変更した。
- ・令和5年4月の改正について、中学生の保護者からの要望を受け、通学利用を可能とするためにルートの一部変更・停留所の新設を行い、⑧の系統を新設した。

④岡沢ルート

- ・令和2年10月の改正について、地域の高齢者への戸別ヒアリング調査などを行い、運行時刻を変更し、停留所を新設した。

⑤真砂線

- ・令和2年10月の改正について、利用者から意見を聴取するなどして、他の路線との接続に配慮した運行時刻に変更した。

⑥安塚区予約型コミュニティバス、⑦牧区予約型コミュニティバス、⑧浦川原区予約型コミュニティバス、⑨大島区予約型コミュニティバス

- ・利用者からアンケート等で意見聴取を行い、要望のあった停留所を新設した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県上越地域振興局長兼企画振興部長
関係市区町村	上越市総合政策部長、妙高市環境生活課長兼SDGs推進部長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株)代表者、北越急行(株)代表者、えちごトキめき鉄道(株)代表者、頸城自動車(株)代表者、上越市ハイヤー協会代表者、国土交通省高田河川国道事務所代表者、新潟県上越地域振興局地域整備部代表者、上越市都市整備部代表者、新潟県警察上越警察署代表者
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局担当者
その他協議会が必要と認める者	市民又は利用者、くびき労働組合代表者、国立大学法人上越教育大学代表者、上越市老連連絡協議会代表者、上越地区高等学校長会代表者、特定非営利活動法人柿崎まちづくり振興会代表者、上越市商工会連絡協議会代表者、社会福祉法人上越市社会福祉協議会代表者、国土交通省北陸信越運輸局交通企画課代表者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上越市木田1丁目1番3号
(所 属)	上越市地域公共交通活性化協議会 事務局 上越市総合政策部 交通政策課
(氏 名)	上野 優太
(電 話)	025-520-5633 (直通)
(e-mail)	kotsu@city.joetsu.lg.jp

補助対象路線の 1 回当たりの輸送量等（令和 5 年度実績）

○ 主な補助要件

- ・ 補助対象の幹線に接続していること又は過疎地域におけるバス路線で幹線又は鉄道に接続していること
- ・ 新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・ 1 回当たりの輸送量が 2 人/回以上であること
- ・ 赤字が見込まれること

○ 定時定路線運行系統の 1 回当たりの輸送量

No.	系 統 名	1 回当たりの輸送量 (人/回)
①	安塚線	3.3
②	島田線(1)	4.8
③	佐内・直江津循環線	7.4
⑦	真砂線	4.6
⑩	島田線(2)	5.7

○ デマンド運行系統の稼働率（計画運行回数に対し、30%以上の稼働率が必要）

No.	系 統 名	稼働率
④	岡沢ルート	33.93%
⑤	月影・下保倉・末広ルート（1）	31.08%
⑥	月影・下保倉・末広ルート（2）	13.88%

※⑥の系統について、稼働率が 30%を下回ったため、フィーダー系統補助の対象外となった。

⑧安塚区予約型コミュニティバス及び⑨牧区予約型コミュニティバスについては、計画運行回数に対し、稼働率が上限の 100%となった。

路線バス等を運行する事業者に交付する補助金について（参考資料）

市内における路線バス等を運行（一般乗合旅客自動車運送）する事業者について、その運行系統の経常欠損の実績に対し、国、県及び市は補助金を交付している。

◎補助制度の概要（令和 6 補助年度現在）

①国庫補助金

補助金名称		地域間幹線系統確保維持費 国庫補助金	地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金
補助対象者		乗合バス事業者	乗合バス事業者、自家用有償旅客運送を行う者
補助要件	計画	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）に掲載された運行系統 ※本計画については、令和 7 年度分から、当市で作成（令和 6 年度第 2 回協議会にて協議予定）	市区町村協議会等が策定した生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）に掲載された運行系統
	運行形態	路線定期運行	路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、市町村運営有償運送、交通空白地有償運送
	運行区域 回数 距離	・複数市町村にまたがる（H13. 3. 31 現在の市町村） ・広域行政圏の中心市町村への需要に対応している等 ・運行回数 3 回/日以上	・地域間幹線系統のフィーダー系統又は交通不便地域における地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）のフィーダー系統 ・新たに運行又は運行補助を開始するもの、前年度の生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）に掲載されているもの
	輸送量 密度	・輸送量（見込み）が 15 人以上 150 人以下/日	－
	収支状況	・経常収益（見込み）が補助対象経常費用（見込み）を下回り、かつ、過去 2 ヶ年度の両方又はいずれかが赤字 ・経常収益（見込み）が経常費用（見込み）の 11/20 以上又は市町村の補助により 11/20 に達する	・経常収益（実績額）が補助対象経常費用（実績額）を下回り、かつ、過去 2 ヶ年度の両方又はいずれかが赤字
	継続性	・補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行される予定	・補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行される予定
補助対象となる欠損		①補助対象経常費用（見込額）－②経常収益（見込額） ※上限額あり	①補助対象経常費用（実績額）－②経常収益（実績額） ※上限額あり
補助率		1/2 ※同じ要件で、県から協調補助 1/2 あり（新潟県バス運行対策費補助金）	1/2

②県及び市補助金

補助金名称		新潟県生活交通確保対策補助金	市単独補助金
補助対象者		市町村	頸城自動車(株)ほか、バス・タクシー事業者(計7社)
補助要件	計画	市町村長が定めた生活交通確保計画に位置付けられた系統	市町村長が定めた生活交通確保計画に位置付けられた系統
	運行形態	市町村の補助を受けてバス事業者等が運行又は道路運送法第79条の登録を受けて市町村が運行	－
	運行区域回数距離	・運行経路が5km以上又は複数市町村にまたがる ・総合病院など広域の中心的機能への需要に対応している等 ・運行回数2往復/日以上 ・実質的に競合する鉄道や軌道がない ・国庫補助路線と実質的な競合関係にない	－
	輸送量密度	・平均乗車密度2人以上5人未満	－
	収支状況	・経常収益が補助対象経常費用に達していない	－
	継続性	－	－
補助対象となる欠損		①補助対象経常費用(見込額)－②経常収益(見込額)	①補助対象経常費用(実績額)－②経常収益(実績額)
補助率		財政力指数、収支率、運行範囲に応じて30%～50%	100% (※)

※頸城自動車(株)は、補助対象経費の上限あり。また、乗合タクシーは、計画運行回数に対する稼働率等による上限あり。

(参考) 令和4年度に各事業者へ交付した各種補助金額の実績

国庫補助金		県補助金	市補助金	合計額
幹線補助金 (県負担分含む)	フィーダー補助金			
26,295 千円	17,193 千円	21,391 千円	385,861 千円	450,740 千円

※国庫補助金及び県補助金については、新型コロナウイルス感染症による補助要件の緩和措置あり。

タクシーのお得な割引情報



対象者：75歳以上の市民

利用方法：乗車の際は、「後期高齢者医療被保険者証」など年齢を確認できる証明書を提示してください。

10%割引
他割引との併用不可

実施事業者

頸城ハイヤー(株)

高田営業所 ☎025-524-2525

直江津営業所 ☎025-543-3488

柿崎出張所 ☎025-536-2218

直江津タクシー(株)

本社営業所 ☎025-543-4545

大淵営業所 ☎025-543-3939

アイエムタクシー(株)

☎025-523-3188

高田合同タクシー

☎025-524-5050

(有)浦川原タクシー

☎025-599-2311

頸城自動車グループ、鉄道事業者、市内タクシー事業者では、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受けられる運賃割引があります。詳しくは、各事業者へお問い合わせください。

高齢者割引 (上越市ハイヤー協会社会貢献事業)

障害者割引

タクシー・バス券

市では、①身体・知的・精神に重度の障害のある人②市民税所得割非課税世帯に属する75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の人等で、一定の要件を満たした人を対象に、タクシー券(②はタクシー・バス券)を交付しています。助成要件や助成額等の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

- ① 上越市福祉課(福祉第二係) ☎025-520-5695
- ② 上越市高齢者支援課(支援係) ☎025-520-5707

お問い合わせ先

鉄道・バスの位置情報や運行状況をスマートフォンで確認できます。

えちごトキめき鉄道

えちごトキめき鉄道
時刻表アプリ



列車の
運行状況
を確認
できます
iOS版

北越急行

ほくほく線運行案内



列車の
遅れを一目
で確認
Android版

JR東日本

どこトレ



列車の
存続位置や
遅延・運休等の
「運行情報」を
確認できます

路線バス

上越バス
ロケーションシステム



路線バスを
より安心して
利用できます

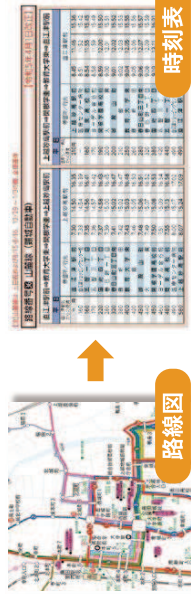
安心・お得な 公共交通でお出かけ

車の運転に不安を感じている人、
またそろそろ運転の卒業を考えている皆さん、
これからは、「公共交通」が皆さんを安心・安全に、
そしてお得に目的地までお連れします！

Q 鉄道・バスで移動したいけど、
いつ・どこを通っているの？

A

令和5年3月発行「上越市内公共交通総合時刻表」をご覧ください。路線図で目的地付近を走っている路線を確認し、時刻表で該当する路線の運行時間を調べてください。
配布場所：市役所の木田庁舎の総合案内、南・北出張所、各総合事務所、バス案内所などの窓口



路線図

時刻表

Q バスを乗り継いで出かけたけれど、
時間を調べるのが大変で...

A

自宅最寄りのバス停からご希望の場所までのバスや鉄道の経路や時刻、運賃等を掲載した、あなただけの「**マイ時刻表**」を作成しています。作成は無料です。
お申し込み先：上越市交通政策課 ☎025-520-5633

OG OO様の「マイ時刻表」

バス	時刻
上越市バス	8:02
上越市バス	8:53
上越市バス	9:07
上越市バス	10:28
上越市バス	10:53
上越市バス	11:07
上越市バス	11:43

持ち運びに便利な
手のひらサイズに
折りたためます。

必要な情報を
「見やすく」
「わかりやすく」

バス	時刻
上越市バス	8:02
上越市バス	8:53
上越市バス	9:07
上越市バス	10:28
上越市バス	10:53
上越市バス	11:07
上越市バス	11:43

制作・発行

上越市地域公共交通活性化協議会(事務局/上越市交通政策課) ☎025-520-5633
お問い合わせ このリーフレットに掲載されている情報は、全て令和5年6月時点のものです。

公共交通のお得な情報は、中面をご確認ください。

資料3

鉄道のお得な切符情報



えちごトキめき鉄道株式会社
上越市、妙高市、糸魚川市在住の人及びトキでつサポーターズクラブ会員は、えちごトキめき鉄道(妙高高原～市振間)の普通・快速列車が1日乗り放題!

販売価格:おとな **1,500円** こども **500円** 免許返納 **500円**
シルバー **500円**
販売期間:ご利用日の1か月前から販売
販売箇所:直江津、春日山、高田、上越妙高、新井、関山、妙高高原、トキテツくん
能生、糸魚川の各駅窓口、えちごトキめき鉄道列車内(雪月花除く)

※シルバー用は満70歳以上の人、免許返納用は運転経歴証明書をお持ちの人が対象です。
※購入の際は、住所・年齢等が確認できる証明書を提示してください。
※快速列車は、普通自由席に限り、乗り降り自由です。

お問い合わせ先 **えちごトキめき鉄道(株) (代表)**
☎025-546-5520 (平日/8:30～17:30)

北越急行株式会社
ほくほく線(犀潟～六日町間)の普通列車が1日乗り放題!

販売価格:おとな **1,500円** こども **700円**
販売期間:ご利用日当日のみ発売
販売箇所:十日町、直江津の各駅窓口
六日町(改札内)・魚沼丘陵・しんぞ・十日町・まつだい・
ほくほく大島・虫川大杉・うらがわら・くびきの各駅券売機
または、ほくほく線列車内

お問い合わせ先 **北越急行(株) (十日町駅)**
☎025-752-0770 (7:00～19:00)

JR東日本 新潟支社
フリーエリア内の普通列車(快速含む)の普通車自由席が、金・土・日・祝日、GW、夏休み及び年末年始の設定した日の連続する2日間乗り放題!

販売額:おとな **2,740円** こども **1,370円**
販売期間:ご利用日の1か月前からご利用開始日まで発売(2024年3月30日(土)まで)
販売箇所:フリーエリア内のJR東日本の主な駅の指定席券売機、みどりの窓口、駅たびコンシェルジュ、主な旅行会社及びえちごトキめき鉄道の春日山・高田・新井・妙高高原・糸魚川の各駅
※利用期間やフリーエリア等詳しくは、下記ホームページでご確認ください。

JR 東日本「おトクなきっぷ」サイト <https://www.jreast.co.jp/tickets/>
(出発地を「新潟県」にして検索、または、キーワードを「えちごツーデーパス」にして検索)

じもバス

ほくほくワンデーパー

えちごツーデーパー

路線バスのお得な乗車券情報



☆上越市内の路線バスが乗り放題! 選べる3つの期間!
☆運賃を気にせず何度でも乗降できます!

対象者:満70歳以上の方又は運転免許証を返納された方※

販売価格:1か月券 **5,100円**
3か月券 **12,700円**
6か月券 **20,300円**

※購入の際は、年齢が証明できるもの又は運転経歴証明書を提示してください。

一例ば! 6か月券の場合、片道220円以上を週2回以上利用する場合や、片道430円以上を週1回往復利用する場合におすすめです!

☆上越市内の路線バスが1日乗り放題!
販売価格:おとな **1,000円**
こども **500円**

ご利用日の年月日をコインなどで1か所ずつ削り取ってから使用してください。誤って、年月日のいずれか2か所以上を削ったものや、利用する前日を削り取ったものは無効になります。

一例ば! 直江津駅前～くわどり湯ったり村が往復1,760円かかるところ、1,000円で利用できます!

乗車回数	2022	2023	2024
1回	1	2	3
2回	4	5	6
3回	7	8	9
4回	10	11	12
5回	13	14	15
6回	16	17	18
7回	19	20	21
8回	22	23	24
9回	25	26	27
10回	28	29	30
11回	31		

☆平日9時～16時の間に降車される場合に有効!
☆日中の買い物や通院にぴったり!
販売価格:**1,000円 (1,250円分)**
2,000円 (2,500円分)

市内路線バスの回数券の中で1番お得な20%割引! 日中の利用におすすめです!
※このほか、普通回数券(9%割引)、セット式回数券(9%割引)も販売しています。
※日曜日、祝日、8/15・16及び12/29～1/3に利用する場合は、時間の制限がありません。



頸城自動車(株)バス営業所
☎025-543-3178 (8:00～18:00)
高田駅前案内所、直江津駅前案内所、
直江津ショッピングセンター案内所、
頸城観光バス(株)、頸南バス(株)のバス営業所

※1日フリー乗車券、サンシャイン回数券、セット式回数券はバス車内でも販売しています。
※上記の各種乗車券は、高速バス、頸南バス(株)が運行する「笹ヶ峰直行バス(7/8～10/22運行)」、市営バス及び乗合タクシーでは利用できません。

令和6年度上半期 輸送人員実績

(単位：人)

No.	事業者	路線名	主な経路	R5年度 上半期※1 (R4. 10～ R5. 3)	R6年度 上半期 (R5. 10～ R6. 3)	増減 (R6-R5)	増減率 (R6-R5)/R5	備考
1-1	頭	上越大通り線(本町経由)	上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜	78,176	80,227	2,051	2.6%	
1-2	頭	上越大通り線(新井行き)	上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	38,183	32,089	▲6,094	▲15.9%	
2	頭	浜線	鶴の浜～柿崎病院前～柿崎バスターミナル	3,986	4,207	221	5.5%	R5. 10経路等変更
3	頭	教育大学線	上越モール前～教育大学～直江津駅前	16,618	19,967	3,349	20.1%	
4	頭	富岡線	高田駅前～富岡・謙信公武道館前～マルケハセンター	34,092	36,610	2,518	7.3%	
5	頭	春日山・佐内線	佐内入口・直江津駅前～春日山下～中央病院	24,079	24,183	104	0.4%	
6	頭	佐内・直江津循環線	佐内入口～労災病院前～直江津駅前	572	1,899	1,327	231.9%	※2、R5. 4減便
7	頭	直江津・浦川原線	マルケハセンター～青野十文字～浦川原バスターミナル	44,652	40,984	▲3,668	▲8.2%	
8	頭	謙信公大通り循環線	春日山駅前～上越総合病院～春日山駅前	710	2,024	1,314	185.0%	※2、R5. 4減便
9	頭	春日山駅・アルカディアシャトル便	春日山駅前～リージョンプラザ～上越総合病院	2,556	2,408	▲148	▲5.7%	R5. 4減便
10	頭	謙信公大通り線	直江津シャトルセンター前～国府新町～上越総合病院	640	1,113	473	73.9%	R5. 4減便
11	頭	南川線	労災病院前～市村・島田～海洋センター前	35,816	37,536	1,720	4.8%	
12	頭	桑取線	労災病院前～有間川橋～くわどり湯ったり村	21,325	20,539	▲786	▲3.6%	
13	頭	名立線	労災病院前～うみでらす名立前～コミュニティプラザ前	4,410	4,254	▲156	▲3.5%	
14	頭	能生線	能生案内所～名立車庫前～労災病院前	3,967	2,634	▲1,333	▲33.6%	
15	頭	山麓線	直江津駅前～医療センター病院～上越妙高駅前	2,558	2,246	▲312	▲12.1%	
16	く	増田線	高田駅前～横曽根～くびき駅前	6,580	6,583	3	0.0%	
17	く	宮口線	高田駅前～中央病院～牧地区公民館前・牧小学校前	10,120	12,306	2,186	21.6%	
18	く	正善寺線	西城病院前～下正善寺～上正善寺西	2,622	2,072	▲550	▲20.9%	
19	く	真砂線	高田駅前～真砂寺前～三和体育館	2,061	2,760	699	33.9%	
20	く	高田・浦川原線	高田駅前～番町～浦川原バスターミナル・三和区総合事務所前	20,421	19,664	▲757	▲3.7%	
21	く	島田線	高田駅前～岡原～曾根田	3,300	4,340	1,040	31.5%	R5. 4経路等変更
22	く	清里線	高田駅前～下稲塚・松野木～清里区総合事務所前	9,843	10,965	1,122	11.3%	
23	く	高田南循環線	高田駅前～青田・稲荷前～高田駅前	1,585	1,480	▲105	▲6.6%	
24	南	新井・板倉線	けいなん病院・新井バスターミナル～針～板倉コミュニティプラザ前	10,645	11,309	664	6.2%	
25	南	三針線	板倉コミュニティプラザ前～下稲塚～清里区総合事務所前	1,045	665	▲380	▲36.3%	
26	北	犀潟駅線	海洋センター前～犀潟駅前～海洋センター前	12,593	14,836	2,243	17.8%	
27	北	黒井駅線	海洋センター前～黒井駅南口～海洋センター前	16,935	16,154	▲781	▲4.6%	
28	北	くびき駅線	海洋センター前～くびき駅～海洋センター前	7,372	7,077	▲295	▲4.0%	
29	北	柳町線	海洋センター前～柳町～海洋センター前	12,043	12,272	229	1.9%	
30	北	吉川西部循環線	吉川区総合事務所前～上下浜駅前・くびき駅前～吉川区総合事務所前	11,521	13,533	2,012	17.4%	
31	北	山直海線	柿崎バスターミナル～村屋～尾神	16,025	15,426	▲599	▲3.7%	
32	北	泉谷・勝穂循環線	原之町～後生寺・平等寺～原之町	6,501	5,768	▲733	▲11.2%	
33	東	安塚線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前	4,988	2,702	▲2,286	▲45.8%	
34	東	大平線	浦川原小学校前～虫川大杉駅前～大島コミュニティプラザ前・小谷島	2,571	2,280	▲291	▲11.3%	
35	東	月影・下保倉・末広ルート	谷～浦川原区中心部～うらがわら駅前	2,656	2,265	▲391	▲14.7%	
36	ア	岡沢・稲荷山ルート	新井バスターミナル～中郷区総合事務所～岡沢・稲荷山	2,359	1,604	▲755	▲32.0%	※3
37	浦	安塚区予約型コミュニティバス	安塚区全域及び虫川大杉駅前	991	1,048	57	5.7%	
合計				477,117	480,029	2,912	0.6%	

※1 令和5年度上半期利用者数は昨年度同時期に集計した数値であるため、最終の令和5年度年間利用者数と整合しない場合があります。

※2 令和4年11月28日～令和5年5月31日の間運休（新型コロナウイルスによる感染症の影響に伴う運転士不足のため）

※3 令和5年度上半期利用者数は、岡沢ルートと関山ルートを合算したもの。
(令和5年9月末に関山ルートは運行を終了し、以降稲荷山ルートとして運行)

※ 事業者

頭：頸城自動車(株) く：くびき野バス(株) 南：頸南バス(株) 北：頸北観光バス(株)
 東：東頸バス(株) ア：アイエムタクシー(株) 浦：(有)浦川原タクシー

※増減率

下線・太字：20%以上増加
 網掛け：20%以上減少

上越市地域公共交通運賃等協議会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第10条第2項の規定に基づき上越市地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運賃等協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の輸送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うことを目的とする。

(設置)

第3条 運賃等協議会は、運送法第9条第4項の規定に基づき、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

(協議事項)

第4条 運賃等協議会は、第2条に規定する事項のほか、運賃等協議会の運営方法その他運賃等協議会が必要と認める事項を協議するものとする。

(組織)

第5条 運賃等協議会の委員は、運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる人とする。

- (1) 上越市総合政策部長またはその指名する人
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者またはその指名する人
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局長またはその指名する人
- (4) 関係住民の意見を代表する人

2 前項第4号に規定する委員は、会則第4条第2項第6号に規定する人及び当該運賃等を定めようとする地域の公共交通利用者の中から、会則第4条第2項第1号に規定する会長が指名した人をもって充てる。

(会長)

第6条 運賃等協議会に会長を置く。

2 会長は、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、運賃等協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 運賃等協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議の全部または一部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。

(関係者の出席等)

第8条 運賃等協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 運賃等協議会で協議が調った事項については、運賃等協議会の委員はその結果を尊重しなければならない。

2 運賃等協議会において協議が調ったときは、当該運賃等協議会の委員である一般乗合旅客自動車運送事業者に対して証明書（別記様式）を発行することができる。

(事務局)

第10条 運賃等協議会の事務局は、上越市交通政策課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第11条 運賃等協議会の委員の報酬及び費用弁償は、上越市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（以下「費用弁償規程」という。）第3条第1項及び同第2項の規定を準用する。ただし、国、市、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定について、運賃等協議会が上越市地域公共交通活性化協議会の会議と同日に開催された場合は、これを支給しないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、運賃等協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運賃等協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

年 月 日に開催した 年度第 回上越市地域公共交通運賃等協議会において、
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 2 運賃を適用する路線又は営業区域
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
適用する期間 年 月 日 から
- 4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

年 月 日
上越市地域公共交通運賃等協議会
会 長

上越市地区公共交通懇話会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第11条第2項の規定に基づき上越市地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 懇話会は、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 懇話会は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号）第2条の表に掲げる区域その他市内の一定区域に設置することができる。

(所掌事項)

第4条 懇話会は、次に掲げる事項を協議し、上越市地域公共交通活性化協議会その他の関係機関に提案するものとする。

- (1) 市の地域公共交通に関する計画に掲げる目標を達成するために行う施策のうち、懇話会を設置する区域に関する事項
- (2) その他懇話会が必要と認める事項

(組織)

第5条 懇話会は、次に掲げる16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 懇話会を設置する区域に住所を有する人
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する人
- (3) その他懇話会が必要と認める人

(会長)

第6条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 懇話会の委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、会議で協議すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により協議を行うことができる。

(関係者の出席等)

第9条 懇話会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 懇話会の事務局は、懇話会が置かれる区域を所管する事務所その他懇話会が指定する場所に置く。

(報酬及び費用弁償)

第11条 懇話会委員の報酬は無報酬とし、費用弁償は上越市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（以下「費用弁償規程」という。）第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 前条の規定により関係者の出席を求めた場合は、費用弁償規程第3条第1項から第2項の規定を準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。